

町役場臨時職員(パートタイム)募集

平成23年4月1日採用の臨時職員(パートタイム)を募集します。

業務内容

一般行政事務補助、学校用務員

募集人員 7名

応募要件

原則として町内に居住する者(町外の者は採用後に町内に住所を有すること)

勤務条件

勤務時間 1日5〜6時間(週30時間未満)

基本賃金 1時間710円

通勤手当 支給有り

雇用期間

平成23年4月1日から3年以内の期間

雇用年齢

満50歳に達した日以後における最初の3月31日まで

募集期間

2月3日(木)〜2月18日(金)まで。面接日については、後日通知します。

申込方法

市販の履歴書に記入の上、総務課に提出

問い合わせ先

七ヶ宿町役場総務課

☎37-2111 (担当 奈良)

保育業務員募集

業務内容 関・湯原保育所における保育業務(委託方式)

募集人員 関保育所1名・湯原保育所1名

応募資格

採用時点で保育士の資格を有する方又は資格を有することが見込まれる方。

雇用年齢

満50歳に達した日以後における最初の3月31日まで

住所要件

原則として町内に居住する者(町外の者は採用後町内に住所を有すること)

勤務時間

8時30分から17時15分まで(8時間)

委託料

日額 7,800円

委託期間

平成23年4月1日から3年以内の期間

募集期間

平成23年2月3日(木)か

ら平成23年2月18日(金)まで(市販の履歴書に記入の上、保健福祉課に提出)

面接日等

別に定める日とする

応募及び問い合わせ先

七ヶ宿町役場保健福祉課

☎37-2114 (担当 秋葉)

関保育所

「調理員及び業務員」募集

業務内容

調理業務・委託方式(厨房内清掃、献立発注を含む)

業務員

調理業務の補助外・委託方式(厨房内清掃、保育所内清掃を含む)

募集人員

①調理員1名 ②業務員1名

応募資格

調理員は、調理師免許を有する方または、採用時点まで調理師免許の資格を有することが見込まれる方。

雇用年齢

満55歳に達した日以後における最初の3月31日まで

住所要件

原則として町内に居住する者(町外の者は採用後町内に住所を有すること)

勤務時間

①調理員 8時00分から16時45分まで(8時間) 週5日勤務

業務員

②業務員 9時00分から16時00分まで(6時間) 週5日勤務

委託料

①調理員 日額6,600円 ②業務員 時給730円

委託期間

平成23年4月1日から3年以内の期間

募集期間

平成23年2月3日(木)から平成23年2月18日(金)まで(市販の履歴書に記入の上、保健福祉課に提出)

面接日等

別に定める日とする

応募及び問い合わせ先

七ヶ宿町役場保健福祉課

☎37-2114 (担当 秋葉)

野鳥の接し方にご注意下さい

国内で昨年末より高病原性鳥インフルエンザが発生しており、万が一の感染拡大防止のため次のことに注意しながらご協力をお願いします。

多重債務巡回無料相談会

弁護士や消費生活相談員が皆様の実情に応じた相談会を無料で行います。この機会に債務整理や生活再建をはかりましょう。

※事前予約が必要です。

予約受付期間

2月25日(金)〜3月3日(木)の平日9時〜16時

予約受付電話

0224-5215700 (大河原消費生活センター)

日時・場所

3月4日(金) 9時30分〜15時30分 大河原合同庁舎

定員

8名

地上デジタル放送視聴のための低所得世帯への支援について

総務省では、経済的な理由で地上デジタル放送をまだ視聴できない低所得世帯に対して、支援を行っています。

対象は、

(1)生活保護世帯などでNHK放送受信料が全額免除の世帯

(2)市町村民税が非課税の世帯であり、地上デジタル放

送対応の簡易なチューナー(1台)の無償給付などを行っております。

支援の内容、申込み方法は、対象世帯によって異なります。詳しくは、総務省地デ

ジチューナー支援実施センターへお問い合わせください。

放送受信料全額免除世帯への支援

☎0570-033840

市町村民税非課税世帯への支援

☎0570-023724

ハローワークからのお知らせ

「高年齢者の雇用確保措置はお済みですか」

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」により、65歳未満の定年の定めをしている事業主は、65歳までの安定した雇用を確保するため、次の①から③までのいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講じなければなりません。

①定年の引上げ

②継続雇用制度(希望者を定年後も引き続いて雇用する制度。労使協定を締結する必要があります。)

③定年の定めの廃止

詳しいことは、最寄りのハローワークへお問い合わせ下さい。宮城労働局のホームページ「監督署・ハローワークの場所をご案内」で確認出来ます。

☎022-299-8062

http://www.miyarou.go.jp

「仙台法務局庁舎移転」のお知らせ

仙台法務局本局庁舎は、平成23年2月に完成する仙台第3法務総合庁舎に移転します。飯庁舎(仙台市宮城野区名掛丁128広瀬通SEビル)での業務は、平成23年2月10日(木)をもって終了いたします。

業務開始日

平成23年2月14日(月) 午前8時30分から

新庁舎

〒980-8601 仙台市青葉区春日町7番25号 仙台第3法務総合庁舎 (※旧仙台法務局本局庁舎と同じ場所です。)

新電話番号

☎022-225-5611 (代表)

お問い合わせ

仙台法務局庶務課 ☎022-292-3390

産業振興課 ☎37-2113 (担当 渡部)

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ